

くまもと歴史まちづくり計画(素案)についての
ご意見・ご提案

素案の ページ番号	ご意見・ご提案等
283-284	文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画 歴史まちづくりというのは、長い目で見れば結局、教育の問題である。したがって単なる普及・啓発というより、むしろ郷土教育を行なうという考え方に基づくべきであろう。というのは、郷土教育を行なうことは郷土に誇りをもつ人を育てることだからである。それがないから、今まで文化財が平気で壊されてきた。したがって意識を単なる情報発信から郷土教育まで拡張する必要で、その精神がなければ単に表面上の知識の提供に終始してしまう。 具体的には、小中学校での歴史地区のバスツアーなどが考えられているが、学校教育の中で「郷土教育」としてカリキュラムの中に正式に組み込む必要がある。また、これは高校・でもレベルに応じた教育を行なう必要があるだろう。さらに大学では他県や他地域出身の学生、また留学生も多いので、自分が住み学ぶ地域の歴史や文化について学ぶ必要がある。さらに市内に居住する外国人などに対して、多言語による熊本市の歴史や文化を教える歴史講座などを行うことも必須であろう。
277	文化財の防災に関する方針 指定文化財については記述があるが、未指定の文化財についての記述がみられないのは、やはり問題であろう。 未指定の文化財については、所有者もはっきりと文化財と認識していない場合も多く、それが災害時に壊される要因ともなっているように思われる。熊本地震による公費解体で多くの未指定文化財が壊された。公費解体は一般の建物についてはその恩恵は確かに大きいものであるが、文化財保存にとって諸悪の根源で、これから「公費補修」の道を拓いていく必要がある。今年の千葉県の大規模な台風被害において、公費解体の費用で、屋根だけの補修に公費「解体」の予算が認められたとも聞いているが、これは将来の公費補修に道を開くものと思われる。本計画でも、将来的には本計画での指定地域や重点地域にかぎらず、こうした未指定の文化財に相当する歴史的建築に対する「公費補修」の道を提案していくべきかと思われる。

	外国人（インバウンド）への対応 外国人は、勤労者やその家族、留学生、技術研修生、観光客など様々な階層の人たちがいるが、今後も増えると思われるし、彼らへの対処の仕方はますます重要になると思われる。外国人も熊本に居住することへの誇りを持ちたい、と思っているし、そのためには熊本の歴史と町の成り立ちを知ることが、日本人住民と同様必須である。しかしながら、計画案の中にはこれに対応する項目が全く挙げられていないのは、やはり片手落ちというしかない。その属性に応じて、どう対応するのか、項目をひとつ設けて記述する必要があるだろう。
282	文化財の保存・活用を行うための施設 最終的には、本計画を効果的にかつ包括的に実行するために、そして成熟した文明の都市の将来を考える上でやはり「熊本市歴史都市センター（仮称）」のような建物が必要と思われる。これは単に博物館的な施設ではなく、将来の本計画に沿った熊本の「新たなまちづくり」を考える上で、もっと本計画の目的に沿うようなスタッフを揃えた施設とする必要がある。 機能としては、上記目標のための「企画と実行」の推進施設、熊本の町や建築の歴史を基本としたビジュアルな展示のためのギャラリー、広報や情報発信のための設備、文化財所有者のための技術的相談場所、祭りをはじめとした郷土文化の保存や発表のための施設、町づくり団体の研究会や情報交換の場所、外国人を含めた観光客への情報提供の施設などが考えられる。

※ご意見の記載方法は、資料として設置してある計画（素案）のページ番号とご意見等をご記入ください。

【意見の提出について】 次のいずれかの方法で送付してください。

1. 提出方法

(1) 電子メール toshidesign@city.kumamoto.lg.jp

(2) 郵送 送付先 〒860-8601

熊本市中央区手取本町1-1

熊本市都市整備景観課都市デザイン室 行

※各施設に設置している意見提出用封筒に入れてお出してください。

(3) ファクス ファクス 番号 096-351-2182

2. 意見の提出期間 令和2年(2020年)1月8日(水)

～令和2年(2020年)2月6日(木) ※必着

【問い合わせ、連絡先】

～計画全般に関すること～

熊本市 都市整備景観課都市デザイン室

電話番号 096-328-2538

【問い合わせ、連絡先】

～歴史的風致、文化財等に関すること～

熊本市 文化振興課

電話番号 096-328-2039

くまもと歴史まちづくり計画(素案)について
ご意見・ご提案

素案の ページ番号	ご意見・ご提案等
P1	歴史を表に出した全市的、全庁的計画は、熊本市にとって今回が初めてではないでしょうか。歴まち計画がそのような意義を持っていることを強く訴えるべきと考えます。 そして、これを機に意識改革に取り組むこととし、その一環として教育分野においても本計画の精神を取り込む計画とすべきと考えます。
P251	3-(1)の前提として、少なくとも重点地区においては、全建築物のリストを作る必要があります。
P39	「開業当初の熊本駅」の写真は、路面電車が写っているため、時代が異なります。
P40	挿入されたイラストは、現代建築ばかりで歴まち計画にふさわしくないと思います。
P81	早川倉庫の説明が不正確です。敷地内に主要な建物は3棟あります。 本宅棟(現在の呼び方) 明治10年 梁間8間 桁行12間 1号倉庫(現在の呼び方) 明治11年 梁間6間 桁行10間 2号倉庫(現在の呼び方) 明治13年 梁間6間 桁行10間

※ご意見の記載方法は、資料として設置してある計画(素案)のページ番号とご意見等をご記入ください。

【意見の提出について】 次のいずれかの方法で送付してください。

1. 提出方法

(1) 電子メール toshidesign@city.kumamoto.lg.jp

(2) 郵送 送付先 〒860-8601

熊本市中央区手取本町1-1

熊本市都市整備景観課都市デザイン室 行

※各施設に設置している意見提出用封筒に入れてお出してください。

(3) ファクス ファクス 番号 096-351-2182

2. 意見の提出期間 令和2年(2020年)1月8日(水)

～令和2年(2020年)2月6日(木) ※必着

【問い合わせ、連絡先】

～計画全般に関すること～

熊本市 都市整備景観課都市デザイン室

電話番号 096-328-2538

【問い合わせ、連絡先】

～歴史的風致、文化財等に関すること～

熊本市 文化振興課

電話番号 096-328-2039

くまもと歴史まちづくり計画(素案)についての
ご意見・ご提案

素案の ページ番号	ご意見・ご提案等
P1	<序章>はじめに →「熊本市歴史的風致維持向上計画」作成目的が曖昧です。 →また、当該計画を作成して、具体的に何を目指してしているのか、何ができるようになるのか、もう少し具体的に記述していただければと思います。
p2	都市計画法、建築基準法、文化財保護法、景観法、景観条例、その他法、や条例等との関連をできれば図で示していただくとよいかと思います。
p53	<1章>熊本市の歴史的風致の背景 「紙本著色宮本武蔵像」 →所蔵又は出典を明記してください
P58	尾跡地藏講帳・恵美須祭礼帳・西之宮講帳 →所蔵又は出典を明記してください
p70	<2章>熊本市の維持向上すべき歴史的風致 歴まち法の1条より「歴史的風致」の定義が書かれていますが、法律の文章を正確に書く方がよいと思います。 「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われて歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが、一体となって形成してきた良好な市街地の環境」
p70	② ①の活動が、歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とその周辺で行われていること ①の活動が②、③に書かれていますが、②は無理に①の活動を入れる必要はないのではと思います。本計画では2章で当該部分の記述があるのですが、①と関連づけて記述されているので章立てが複雑で分かりにくい記述になっています。
p70	以下の部分の見出しをつけるべきです。例えば <2章>熊本市の維持向上すべき歴史的風致 1. 本市における歴史的風致の抽出 歴史まちづくり法第1条で定義される歴史的風致とは、「地域に……」
p74	「熊本之図」（熊本博物館寄託）の年代はわかりませんか？
P75	1章の流れからすると（2）は「歴史的風致を形成する建造物」ではなくて（3）「歴史的風致を形成する活動」を先に書くべきではないでしょうか？

P83	放生会の様子（「熊本年中行事図絵」明治時代初期） →出典または所蔵を明記してください
P84	馬追いの様子（「熊本年中行事図絵」） →出典または所蔵を明記してください
P85	獅子舞の様子（「熊本年中行事図絵」） →出典または所蔵を明記してください
P86	（写真）昭和 40 年頃の獅子 →出典または所蔵を明記してください
P136_	昭和 11 年（1936）例大祭 →出典または所蔵を明記してください
P145	順列図 出典または所蔵を明記してください
P147	神馬馬追」「曳き馬馬追」「墓目神事整列図」 →出典または所蔵を明記してください
P148	墓目神事整列図 →出典または所蔵を明記してください
P154	天保 3 年（1832）の川尻町絵図 →出典または所蔵を明記してください
P163	川尻町旧地名 →出典または所蔵を明記してください
P183	寒巖義尹自賛像（重要文化財寒巖義尹文書のうち） →カッコ内文章意味不明、出典または所蔵を明記する
P193	明治初期の水前寺成趣園 上江津湖での舟遊び（昭和初期） 下江津湖での舟遊び（昭和初期） →出典または所蔵を明記してください
P209	上野富八氏（写真） →出典または所蔵を明記してください
P221	①北岡神社例大祭に関わる建造物 ア 北岡神社イ 上村元三ウ 黒瀬商店エ 料理谷邸（商工クラブ）オ 二本木神社 →北岡神社例大祭に関わる建造物とはどのように関わっているのか？早川倉庫ははいらないのですか？
P222	神幸行列の山車（写真） 明治期の祇園祭の様子（写真）（明治 22 年（1889）4 月奉納絵馬） →出典または所蔵を明記してください

P223_	奉納演芸の様子（写真）（昭和 7 年（1932）） 大正期の神幸行列の様子（写真）（西唐人町通り、大正 9 年（1934）） →出典または所蔵を明記してください
p 251	<3 章>歴史的風致の維持及び向上に関する方針 （1）歴史的建造物の保存・活用に関する方針 下記赤字部分を加筆してください。 ……………特に、熊本地震で甚大な被災を受けた熊本城については、実施中の復旧事業を今後も継続的に進め、早急な復旧を図る。 指定文化財以外の歴史的建築物については日本建築学会のデータベースに基づき熊本地震直後に文化財ドクターにより調査が行われた。熊本県により我が国初の未指定文化財の地震被害修復の補助制度が立ち上がり、現在この補助制度を活用して一部ではあるが未指定建築物の修復が行われている。修復後の建築物については所有者や周辺住民等と協働により維持管理や活用の検討が求められる。 市が所有・管理する未指定の歴史的建造物については、必要に応じて耐震診断、耐震工事、公開や活用を図る。
P254	計画の推進体制図 →歴史的建造物所有者や歴史的まちづくり関連の支援団体や市民をいれるべきです。また経済界との連携も重要です。歴史的建造物や町並みの保存・活用は経済活動にも大きな可能性を持っていますので。計画段階での検討が重要です。
p 255	<4 章>重点区域の位置及び区域 説明が 2 章と重複するので、簡潔に書くか、不用かと思います。
p 263	4. 重点区域の指定の効果 （1）城下町地区及び（2）川尻地区の記述が一般的な表記にとどまっています。具体的な事例を挙げてもう少し具体的、詳細に記述されることを望みます。
p 275	<5 章>文化財の保存又は活用に関する事項 赤字の加筆を希望します。 （1）文化財の保存及び活用の現状と今後の方針 ……………さらに、今後も引き続き適切な保存や管理等の措置を行うために、未指定の文化財も含めたデータベース作成等文化財の総合的な把握と文化財の保護や活用の方針などをまとめた「文化財保存活用地域計画」の策定も将来的に検討していく。
p 280	まちづくり団体も加えるべきだと思います。例えば NPO 法人熊本まちなみトラスト等

p319	<7章>歴史的風致形成建造物の指定の方針 図「歴史的風致形成建造物の指定候補分布図（城下町地区内）」、歴史的風致形成建造物の指定候補分布図（川尻地区内）に加えて、重点地区各重点地区内における指定外の歴史的建造物のリスト及び分布図を加えてください。文章では多くの歴史的建造物があることが書かれていますが、それを具体的に示す必要があります。現時点で把握されている分でよいと思います（適宜追加していくことを明記すればよいと思いますので）。

くまもと歴史まちづくり計画(素案)についてのご意見・ご提案

素案の ページ番号	ご意見・ご提案等
p314～p320	計画期間(2020 年度～2029 年度)の間に、重点区域内で 50 年を迎える以下の建物を指定候補に加えるべきではないでしょうか。 ●熊本県立美術館本館 昭和 51 年(1976)開館 2026 年に 50 年 ●熊本博物館 昭和 53 年(1978)開館 2028 年に 50 年

くまもと歴史まちづくり計画(素案)について
ご意見・ご提案

素案の ページ番号	ご意見・ご提案等
概要版3	【本文修正】熊本市の歴史的風致形成の背景-中世 南北朝50 年間は戦乱が相次ぎ、熊本地方もしばしば戦場となった。長い戦乱の後、朝廷が統一されると、肥後国の守護職は菊池氏に任ぜられ、行政の中心は隈府（現在の菊池市）にうつった。 一方、鎌倉時代から交通の要衝として河尻が発達した。託麻郡から益城郡を経て飽田郡へと国府 が遷るとともに、陸上・水上交通の変更がもたらされ、さらに、大慈寺を創建した寒巖義尹により、当時、交通の難所であった大渡付近に大渡橋が建設されたことで、その重要性は増していった。 隈本城は、14世紀後半に史料で見え、15 世紀半ば過ぎ、菊池氏の一族出田秀信が、今の熊本城東端の千葉城に城を構えたといわれている。その後、鹿子木親員（寂心）が当時は白川端であった古城の地に築城し、隈本城と称した。鹿子木氏の後には縁戚の城親冬が入り、久基は豊臣秀吉の九州征伐を迎えた。九州平定に伴い肥後国の統治は佐々成政に任せられたが、国衆一揆の責任を取って切腹させられた。 ※時代や個人名、資料の解釈に間違いがある。表現には十分気を付けたほうが良い。30年前に通用した表現が多い。新熊本市史通史編2巻以降の研究を参照されたい。
概要版3	【本文修正】熊本市の歴史的風致形成の背景-近世 天正16年(1588)に加藤清正が隈本城に入城後に城下町整備に着手した。 慶長4年（1599）頃には茶臼山の新城普請に着手し、河川その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えたのはこの頃からで、熊本城も慶長12年（1607）には完成したとされる。 寛永9年(1632)に細川忠利が入国し、ここから明治4年(1872)の廃藩置県に至るまで、200 有余年にわたって細川氏が熊本藩の統治を行った。この時代の川尻港には、藩内五ヶ郡から約20万俵が集積され、熊本藩における様々な物資の集散地として機能し、港湾都市として繁栄した。3代藩主の綱利は水前寺成趣園を、6代藩主の重賢は、藩校「時習館」や、医療教育機関「再春館」、薬草研究で有名な「蕃慈園」を設けた。 ※名君など主観的な表現は避けたほうが良い。助詞はつけたほうが良い。藩内五ヶ郡は宇土、上益城、下益城、飽田、託磨を指すと思われるが、五か町と誤解しやすい。一般的使用はない用語。使用するなら用例を見つけておく必要がある。

概要版3	【本文修正】熊本市の歴史的風致形成の背景-近代 明治4年(1872)の廃藩置県により、熊本県が設置された。この頃熊本城には鎮台が置かれ、古城に洋学校と、西洋医学教育の熊本医学校が置かれる一方、城下町以来の賑わいを見せていた。しかし明治9年(1877)の敬神派による事件(いわゆる神風連の乱)、翌年の西南戦争と内乱による大きな戦禍に見舞われた。さらに明治 22 年熊本地震で被害を受けたが、そのたびに復興した。明治 20 年には第五高等中学校が設置され、熊本市は九州の行政の中心であった。熊本市は、明治 24 年(1892) 鉄道の開通によって熊本駅が設けられた。明治 33 年(1900)に山崎練兵場が大江に移されて新市街が出現すると周辺には、会社、工場、商店その他施設が次々と軒を連ね、明治の隆盛期を現出した。(以下略) ※鎮台の整備は九州の政治拠点とは直結していない。五高の整備、熊本地震などが欠如している。山崎練兵場が市街に移されたと表現するのは誤記。
12	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-コラム1-加藤清正の治水 (前略)豊かで良質な水は、先人たちの工夫や努力によって現代まで守られてきた。熊本城を築いた加藤清正は治水、利水に力を発揮したとされ、19 世紀以降に土木の神様として信仰を集めた。 清正は白川などの流路を整備し、その後も近世を通じて白川中流域の水田(大津町・菊陽町など)に堰や用水路を築き、大規模な水田開発を行った。(以下略)
28	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-2. 社会的環境-(5)産業①農水産業-ア農業【特産品】うんしゅうみかん 熊本県の蜜柑の栽培の歴史は古く、天正 15 年(1587)には蜜柑が八代で豊臣秀吉に献上されたとされ、江戸時代を通じて熊本藩は朝廷や幕府に蜜柑を献上している。明治 41 年以降も玉名郡の蜜柑や宇土郡のネーブルが宮内庁に献上しており、柑橘栽培が盛んである。熊本市では、主に河内・芳野・松尾・池上・植木などで生産され、本市は全国有数の産地となっている。(以下略)
35	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-3. 歴史的環境-(1)歴史① 原始～古代 数億年前、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、所々に小さい島が存在するに過ぎなかったと想像される。その後、数次にわたる地表面の変動によって次第に熊本平野が形成されるに伴い、現在の託磨台地南縁の砂礫層から湧き出る清冽な出水や白川沿岸での取水を生かして、縄文時代や弥生時代の集落が形成されていった。縄文時代から歴史時代にかけての遺構として神水遺跡群・健軍神社周辺遺跡群、新南部遺跡群がある。 また、先行する後期旧石器時代の遺跡として、ナイフ形石器・三稜尖頭器(さんりょうせんとうき)などが出土している石の本遺跡、上の原遺跡がある。他にも縄文土器の標式遺跡の阿高・黒橋(くろはし)貝塚、御領貝塚や、昭和 47 年(1972)から実施された九州自動車道に伴う発掘調査により全国的に知られることとなった古墳時代の

	塚原古墳群などがある。 7世紀の終わりには現在の熊本県に繋がる「肥後国」が置かれる。肥後国の中心は託麻郡・飽田郡で、国府や国分寺・国分尼寺が設置されたと考えられる。こうした官衙(役所)や寺院を中心に形成された都市が、熊本市の始まりである。 奈良～平安時代は生産力で大・上・中・下国と四等級に区分されていたが、肥後国は九州諸国で群を抜いており、平安時代初期の延暦 14 年(795)9月には「大国」に昇進している。一方、肥後国司には道君首名、紀夏井、藤原保昌、清原元輔などが任ぜられ、下向している。 特に『後撰和歌集』の撰者で、清少納言の父である清原元輔と平安期の歌人桧垣女(ひがきめ)との交友の説話は有名で、桧垣女ゆかりの蓮台寺には桧垣女の供養塔と伝わる石製三重塔が残る。
36	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-3. 歴史的環境-(1)歴史② 中世南北朝 50 年間は戦乱が相次ぎ、熊本地方もしばしば戦場となった。 一方、鎌倉時代から交通の要衝として河尻が発達した。託麻郡から益城郡を経て飽田郡へと国府 が遷るとともに、陸上・水上交通の変更がもたらされ、さらに、大慈寺を創建した寒巖義尹により、当時、交通の難所であった大渡付近に大渡橋が建設されたことで、その重要性は増していった。 長い戦乱の後、朝廷が統一されると、肥後国の守護職は菊池氏に任ぜられ、行政の中心は隈府(現在の菊池市)にうつった。 隈本城は、14世紀後半に史料で見え、15 世紀半ば過ぎ、菊池氏の一族出田秀信が、今の熊本城東端の千葉城に城を構えたといわれている。その後、鹿子木親員(かなこぎちかかず・寂心)が当時は白川端であった古城の地に築城し、隈本城と称した。鹿子木氏の後には縁戚の城親冬が入り、久基は豊臣秀吉の九州征伐を迎えた。九州平定に伴い肥後国の統治は佐々成政に任せられたが、国衆一揆の責任を取って切腹させられた。
37	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-3. 歴史的環境-(1)歴史③ 近世天正 16 年(1588)に加藤清正が隈本城に入城後に、畿内から商工業者を誘致し、古町・二本木から商家等を移転させ、城下町整備に着手した。清正入国以前から城の需要を支える城下町があったことが推測されるが、今の細工町・呉服町・米屋町などの古町地区が新たに地割されて整備された。また、慶長4年(1599)頃には茶臼山の新城普請に着手し、河川その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えたのはこの頃からで、熊本城も慶長 12 年(1607)には完成したとされ、「隈本」を「熊本」に改称したとされる。 寛永9年(1632)の加藤忠広の改易(所領、役職等を取り上げること)によって細川忠利が入国し、ここから明治4年(1872)の廃藩置県に至るまで、200 有余年にわたって細川氏が熊本藩の統治を行った。

	この時代の川尻港には、藩内五ヶ郡(飽田・託麻・上益城・下益城・宇土(うと))から約 20 万俵が集積された。熊本藩領の年貢米は八代や高瀬、鶴崎で集積されたものと合わせ、その大半が大坂の蔵屋敷に搬送されて熊本藩の経済を支えた。川尻はその中でも鶴崎と共に御船手組が置かれた主要港で港湾都市として繁栄した。 3代藩主の綱利は水前寺成趣園を、6代藩主の重賢は宝暦4年(1754)に設立された藩校「時習館」や、宝暦6年(1756)に全国に先駆けて創設された医療教育機関「再春館」、薬草研究で有名な「蕃慈園」等を整備した。これらが本市が長く文教の府として全国に秀でる要因となった。
39	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-3. 歴史的環境-(1)歴史③ 近代 明治4年(1872)7月 14 日に廃藩置県の詔が出されると、天草郡は長崎県に、熊本藩領のうち豊 後国は大分県に、肥後国は熊本県、人吉藩領は人吉県になった。11 月には熊本、八代の二県に再編され、翌年6月 14 日に熊本県が白川県と改称され、さらに翌年1月には八代県が白川県に併合されて、旧肥後国は白川県となった。そして明治9年(1877)2月に白川県は熊本県に改称された。 このころ熊本城には鎮西鎮台(明治の臨時軍政機関)が置かれ、古城に熊本洋学校と西洋医学教育の熊本医学校が置かれる一方、城下町以来の賑わいを見せていた。しかし明治9年(1877)の神風連の変、翌年の西南戦争と内乱による大きな戦禍に見舞われた。特に西南戦争では、旧城下町のほとんどが焦土と化した。さらに明治22年熊本地震で被害を受けたが、そのたびに復興した。明治20年には第五高等中学校が設置された。西南戦争後の熊本鎮台の役割はさらに増大し、九州における政治・軍事の中心として各種の官庁が置かれていた熊本市は、明治24年(1892)鉄道の開通によって熊本駅が設けられた。また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、明治33年(1900)に山崎練兵場が大江に移されて新市街が出現すると、周辺には、会社、工場、商店その他施設が次々と軒を連ね、日清・日露戦争の戦勝の意気も加わって、明治の隆盛期を現出した。(以下略)
41	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-3. 歴史的環境-(2)関りのある人物 加藤清正 (前略)清正は、天正16年(1588)、27歳にして肥後北半国の大名となった。旧隈本城を居城地に選り、慶長6年(1601)から熊本城の築城を始め、築城が完成した慶長12年(1607)に「隈本」を「熊本」に改名したとされる。清正は富国安民の国づくり政策を推し進め、水源涵養林(水を蓄え、河川流量を調節するための森林)・防風林などの植栽や干拓地造成、開墾、交通の便のための街道・堤防の整備、河川改修など、土木・治水に力を注いだと伝えられ、「土木の神様」と称され、今でも「せいしよこ(清正公)さん」の愛称で市民に親しまれている。 清正の代表的な土木事業に白川・坪井川の付け替え・分流がある。清正は治水と共に城下町を作るために、白川と坪井川を別々の川とする治水事業を行った。(以下

	略)
42	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-3. 歴史的環境-(2) 関りのある人物 細川忠利 江戸前期の熊本藩主(初代)。豊前小倉城の城主だった細川忠利は、2代にわたった熊本城主の加藤家が改易された後、熊本藩 54 万石で入国し、九州のおさへの役割を果たした。細川忠利は加藤家に敬意を示し、旧加藤家家臣などを召抱えたと伝えられる。(以下略)
43	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-3. 歴史的環境-(2) 関りのある人物 宮本武蔵 (前略)熊本藩主細川忠利に客分(非雇用)として招かれた。合力米十七人扶持三百石が支給され、熊本城の東側の千葉城跡に屋敷が与えられたとされる。(以下略)
43	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-3. 歴史的環境-(2) 関りのある人物 細川重賢 江戸中期の熊本藩主(六代)。当時熊本藩は財政難に陥っていたが、重賢が藩主に就任すると、綱紀肅正(政治のあり方や、それにたずさわる役人の態度を正すこと)を図り、殖産興業政策(新しい産業を作り発展させる)や、藩校「時習館」・医学校「再春館」・薬園「蕃滋園」の設置など文教政策を推進し、財政を立て直した。
45	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-4. 文化財等の分布状況-(1) 国指定文化財 熊本城 江戸時代の熊本城には櫓 49、櫓門 18、城門 29 があつたとされるが、老朽化や廃藩置県後の撤去で順次減少し、明治 10 年の西南戦争直前の火災で中心部の大半を焼失し、その後にも取り壊されている。現存する建物は 13 棟。昭和8年(1993)に国宝に指定され、文化財保護法の制定後は重要文化財となった。うち一つは不開門、一つは長堀で、残り 11 棟が櫓である。中でも三層五階の宇土櫓は九州に唯一現存する多層櫓で貴重である。本丸東側の東竹の丸には、五間櫓・北十八間櫓・東十八間櫓・源之進櫓・四間櫓・七間櫓・十四間櫓・田子櫓・平櫓が集中して現存している。二の丸には監物櫓(新堀櫓)だけが残っている。これらの建物は石垣と共に平成 28 年(2016)熊本地震で被害を受け、現在復旧中である。

46	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-4. 文化財等の分布状況-(1)国指定文化財 細川家舟屋形 熊本藩主細川氏が参勤交代のとき使用した御座船「波奈之丸」の、藩主の居間部分。(以下略)
48	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-4. 文化財等の分布状況-(1)国指定文化財-細川家墓地-泰勝寺跡 慶応4年(1868)3月13日の神仏分離令をきっかけに泰勝寺は廃止され、細川家の立田別邸を経て、昭和30年(1955)11月熊本市が一部を借り受け公園として一般に公開している。敷地は旧寺域と墓地と庭園から成り、旧寺域は立田祠堂を含む細川邸、墓地は四つ御廟と斉茲・斉樹・韶邦・護久およびその子女の墓、庭園は旧蓮池と苔庭・仰松軒などがある。
49	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-4. 文化財等の分布状況-(1)国指定文化財-細川家墓地-妙解寺跡 (前略)現在は妙解寺橋・正門・庭園・参道の石灯笼群・築地堀・経蔵跡などの遺構が300年の歴史を物語っている。 ※現存遺構と昭和期の公園整備のため作られた管理施設が混在しているので訂正。
56	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-4. 文化財等の分布状況-(2)県指定文化財-腹巻大袖添 腹巻大袖添(はらまきおおそでそえ) ※誤記のため訂正
57	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-4. 文化財等の分布状況-(2)県指定文化財-領内名勝図巻 「領内名勝図巻」は、熊本藩の領内を中心に滝や山・海からの眺め、名所等を描いた全14巻からなる風景図で、寛政5年(1793)に完成した。14巻全ての長さを合計すると約400mにも及ぶ壮大な作品である。8代藩主の細川斉茲が矢部地方での狩りの際、千滝と五老ヶ滝に感動して御抱絵師の矢野良勝に写生を命じ、(以下略) ※誤記ではないが他の文章との整合で修正。
59	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-4. 文化財等の分布状況-(3)市指定文化財-富ノ尾古墳 (前略)和39年(1964)に学術調査が行われたが、現在確認できる装飾は僅かに赤の痕跡をとどめるにすぎない。(以下略) ※文意が通じないので修正。

67	【本文修正】第1章 熊本市の歴史的風致の背景-4. 文化財等の分布状況-(6)工芸品、料理等-② 郷土料理・菓子・酒-馬肉料理 (前略)明治期以降に比較的安価な肉として食し始められたと言われている。また、馬肉には冷却作用があるとされ、高熱の治療に使用されたとも言われている。 ※慶長の役で兵糧が尽きて飢えを凌ぐために死んだ馬肉を食したとの記述はあるが、信憑性は不明。明治期以降の東京の牛鍋屋で安価な肉で馬が見られる。馬肉に熱を移して冷却させる冷却材として治療に使われたとはあるが、薬としては使われていない。
70	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致 北岡神社から古町と創建地とされる湯原(現二本木五丁目公園)まで祭礼の行列が練り歩き、良好な市街地環境を形成している。(以下略) ※場所が全く間違い
80	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-1. 城下町の祭礼等に見る歴史的風致-(2)歴史的風致を形成する建造物-④町屋建物などの歴史的建造物ク 富重写真所 (前略)政府が戦跡の写真撮影を依頼したことにより、(以下略) ※富重氏の発言が根拠と思われるが、傍証資料はない。防衛省資料等により写真師に委託していたことが明らかのため訂正。
81	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-1. 城下町の祭礼等に見る歴史的風致 -(2)歴史的風致を形成する建造物-④町屋建物などの歴史的建造物サ 明八橋 元は新町への南側の出入り口を固めた新三丁目御門前の木板橋であったが(以下略) ※建立年代を慶長年間とした根拠が不明。おそらく慶長 10 年頃の白川河道改修に伴うので慶長年間としたと思われるが、根拠不明のため修正。
96	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-1. 城下町の祭礼等に見る歴史的風致 -(3)歴史的風致を形成する活動 -藤崎八幡宮例大祭[コラム] 熊本の能楽 (前略)加藤家に代わって熊本藩主となった細川家は初代の細川藤孝(幽斎)以来能を愛好した家で、足利将軍家が観世びいきであったことから藤孝(幽斎)も観世系統の役者を後援した。(永青文庫に所蔵されている記録で能が盛んであったことが確認できる) また、二代忠興(三斎)を筆頭とする藤孝(幽斎)の子弟や家臣たちも主従一体となって能を楽しんでいたようである。特に忠興(三斎)は観世大夫の指導を受けた本格的なもので、豊前小倉から移つてからも細川家の能楽愛好の気風は変わらず、三代忠利にも引き継がれ、この気風は幕末まで引き継がれている。

	※誤記のため訂正
97	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-1. 城下町の祭礼等に見る歴史的風致 -(3)歴史的風致を形成する活動 -藤崎八幡宮例大祭[コラム] 熊本の能楽 ○北岡神社 江戸時代から戦前までは能楽殿で奉納されていたが、現在は毎年1月5日の松囃子能と8月3日の例大祭において、喜多流・金春流が神社拝殿にて奉納している。寛文5年(1665)に松井直之が奉納した能面が伝わる。
132	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-4. 六殿神社 秋季例大祭に見る歴史的風致-(1)富合 町・木原地区-①地区の概要 (前略)豊臣秀吉の九州平定後、肥後国の統治は佐々成政を経て、北半分は加藤清正、南半分は小西行長に任せられた。守富村となったこの地は行長が治めることとなった。 しかし行長入封後は天草郡の志岐氏の反発や文禄・慶長の役が相次ぎ、天正 13～15年(1585～87)の島津義久の九州計略及び豊臣秀吉の九州平定で荒廃した領内の回復ができず、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いの後、肥後一国を加藤清正が治め、この地によりやうく安定が訪れる。(以下略) ※行長の個人的信仰を原因にして領内社寺仏閣を燃やした説は大正 11 年『肥後国誌』後藤是山の創作。根拠がない。
133	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-4. 六殿神社 秋季例大祭に見る歴史的風致-(2)富合町・木原地区の歴史的風致を形成する建造物-②六殿神社楼門 柱は丸柱ですべて丹(赤色の顔料)で塗られ、柱間に優美な 墓股を、二階の縁には逆さになった蓮の花を装飾とした 逆蓮柱付きの高欄をもうけるなど、巧みな手法と複雑な装飾は室町時代の典型的な建築のありさまを示す。明治 40 年(1907)に国宝(昭和 25 年(1950)の文化財保護法制定後は 国の重要文化財)に指定されており、このことは昭和 31 年(1956)2 月 11 日の西日本新聞で紹介されている。 ※加藤清正の逸話は不要。根拠もない。
182	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-5. 港町の祭礼等に見る歴史的風致-[コラム] 河尻神宮秋季大祭で行われていた奉納行事-町鉾の奉納 鉾の奉納はかつて川尻の各町内から行われており、本田町(明治 32 年製)、正中島町(大正 7年製)・横町(寛政6年製)・新町の物が現存しているものの、戦時中の金属供出等により完全な形ではない。以前は各町内で保管されていたが、現在正中島町の鉾などは河尻神宮の境内にある保管庫に納められている。

	※誤字
183	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-5. 港町の祭礼等に見る歴史的風致-[コラム] 熊本の名刹 大慈寺-略史 在地領主である河尻氏の厚い庇護を受け、度重なる自然災害、戦火に遭うも再興してきたが、15世紀の最大の支援者である河尻氏の衰退、永正17年(1520)と天文9年(1540)の戦災と再興した天文15年以降の庇護者の不在で寺の衰退が始まり、江戸時代ではわずかに寺領を持つに過ぎなくなった。 ※天文15年の再興は大友義鑑による。大友義鎮は臨済禅を修める。衰退とキリシタン大名は無関係。根拠もない。なお、天皇家が経済的支援はしていない。寺領と諸宗寺院法度は無関係。
187	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-6. 豊かな湧水に見る歴史的風致-(3)歴史的風致を形成する建造物等 ①江津湖 慶長6年(1601)に肥後国全体を治めることになった加藤清正は熊本城と城下町の整備と併せて河川の治水・利水事業に取り組んだ。このうちのひとつに江津塘（清正塘）と呼ばれる堤防の築堤もあったとされる。(以下略) ※江津塘は加勢川の整備として、加藤期(清正・忠広)に整備が開始されたと考えられるが、確証はない。19世紀の著作物の説であって、史実としては清正の事業として確定していない。
188	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-6. 豊かな湧水に見る歴史的風致-(3)歴史的風致を形成する建造物等③古今伝授の間 古今伝授の間は水前寺成趣園の池に面して建つ茅葺の建物である。慶長5年(1600)に後陽成天皇の弟の八条宮智仁親王が細川藤孝（幽斎）から古今集の秘伝を授けられた学問所の一部と伝えられる部材で作られた茶室風の建物である。これによって古今伝授の間と呼ばれる。 ※年と人名は誤り。
189	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-6. 豊かな湧水に見る歴史的風致-(3)歴史的風致を形成する建造物等④旧砂取細川邸庭園(旧江津花壇) 現在のくまもと文学・歴史館(熊本県立図書館)と西側の加勢川との間に明治6年(1873)10月から明治7年1月にかけて造営された庭園が残る。旧細川内膳家庭園または旧料亭江津花壇庭園(絵津花壇十二勝園)とも呼ばれている。水前寺成趣園とともに阿蘇伏流水の湧水を利用した庭園である。当初は廃藩置県で熊本城内の

	二の丸屋形(古京町邸)から転居を余儀なくされた 10 代藩主細川斉護の正室の顕光院の隠居屋敷として建てられた。その暮らしは『明治七年（1874）日記』に記録されている。一方、現存する庭園の飛び石や池の形などが『砂取御邸絵図』（明治7年（1874）、永青文庫所蔵）とほぼ一致しているので、造園当初の姿を現在までほぼ残しているといえる。 顕光院の没後は細川旧藩主家の別邸「砂取邸」として管理された。明治 10 年（1887）から細川一門の細川内膳家(男爵)の屋敷となった。明治 40 年(1907)には料亭「勢舞水荘」が経営されており、大正 11 年(1922)以降は六車初次郎が借り受け、屋敷と庭園を利用した料亭「江津花壇」を経営した。昭和 17 年(1942)に三菱重工業熊本事業所の施設になり、昭和 23 年に料亭新茶屋が一時転入したのちに昭和 24 年(1949)に井関農機(昭和 24 年(1949)に熊本市に設立された自動脱穀機製造業者)の保養所「江津荘」となった。昭和 47 年(1972)に建物が取り壊され、江津ボウルが建設されたのち、昭和 60 年(1985)に熊本県立図書館の敷地となり、現在は水前寺江津湖公園の一部として熊本市が管理している。 ※建築年など事実関係に誤りが多い。
190	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-6. 豊かな湧水にみる歴史的風致-(3)歴史的風致を形成する建造物等⑤芭蕉園 (前略)別荘とは別荘のことで、蘆花が訪れたころは、細川内膳家(男爵)の屋敷を利用した料亭「勢舞水荘」が経営されていた。(以下略) ※平成 31 年に判明。事実関係に誤り。
191	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-6. 豊かな湧水にみる歴史的風致-(3)歴史的風致を形成する建造物等⑦水神イ 旧砂取細川邸庭園内の水神 安山岩の石柱表に水神、背面に大正七年(1818)九月二十二日と刻されている。細川一門の細川内膳家(男爵)の屋敷を利用した料亭「勢舞水荘」があった時期に祀られたと思われる。
192	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-6. 豊かな湧水にみる歴史的風致-(4)歴史的風致を形成する活動①舟遊び 熊本藩士の中村恕斎が残した『恕斎日録』の慶応3年(1867)5月 11 日条に 11 代藩主細川慶順の弟の長岡良之助(護美)が江津湖で釣りをしていたことが書かれている。すでに江戸時代には藩主の別邸や家老の下屋敷が建てられるとともに行楽地として親しまれ、武士を中心とした人々が漁や花火などを行っていた。 ※『肥後国誌』江津湖には重賢の舟遊びの記事はない。記載の根拠がわからない。

195	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-6. 豊かな湧水にみる歴史的風致-(4)歴史的風致を形成する活動②湧水を活かした水前寺もやしの栽培 ア 歴史と概要 その歴史は、『肥後國誌』(明和9年(1772)ごろに纏められた肥後の地誌で明治17年(1884)に増補して刊行)に「江津川ニ生ス香氣強 ク珍味ナリ 土俗ハ水前寺苔ト云 公義ニ用ラル清水苔当国ノ名産ナ リ此川筋寒中豆芽多賣之」と記されていることから、「豆芽」が水前寺もやしで水前寺苔が生える加勢川で栽培され多く売買されていたことがうかがわれる。 また、明治12年(1879)12月1日現在で各村の状況を調査した『肥後国託麻郡村誌』の託麻郡今村と託麻郡神水村(現在の江津湖周辺)の物産の項目に「豆蘗 マメモヤシ」とある。このことから明治以降も地域の特産品として栽培されてきたことが分かる。 ※資料の読み下しが誤り。
196	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-6. 豊かな湧水にみる歴史的風致-(4)歴史的風致を形成する活動③薪能 水前寺成趣園は廃藩置県により細川旧藩主家の別邸になった。明治10年(1877)の西南戦争で戦場となって荒廃し、明治11年に旧熊本藩士で組織される「甘棠会」が細川家の歴代当主を祀る出水神社を創建する際に境内地として寄付された。このとき祭神となった歴代当主に式楽である能を奉納するために、水前寺成趣園の南側に能楽殿が建築された。 ※出水神社の建立の過程に事実誤認がある。
218	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-8. 「一町一寺」の町の営みにみる歴史的風致-(3)歴史的風致を形成する建造物 ①北岡神社例大祭に関わる建造物工 料理谷邸(商工クラブ) この建物は熊本藩の料理方として仕えた家系である料理谷家が、明治23年(1890)に料理屋として建てたと言われており、登記簿にも「明治貳参年四月貳拾壹日 登記」と記録が残っている。間口7間半、奥行き12間半で木造2階建切妻造である。手すり格子や出格子が残り、当時の雰囲気を残している。 ※助詞に誤りがある。
220	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-8. 「一町一寺」の町の営みにみる歴史的風致-(3)歴史的風致を形成する建造物 ①北岡神社例大祭に関わる建造物カ 「一町一寺」を形成する寺 e 西光寺 寺伝によると、伽藍は熊本城築城の余材で造られ、加藤清正も度々参詣しており、清正奉納の『一切経』(大蔵經)の大半が現存している。 ※一切経は仏教の百科事典ではない。

223	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-8.「一町一 寺」の町の営みにみる歴史的風致-(4)歴史的風致を形成する活動 ①北岡神社例大祭(祇園祭)ウ 神輿神幸行列 神幸行列の様子は、『祇園宮御由来其外一式記録』に天慶2年(939)6月 14 日 以来の編成として記録されている。(以下略)
225	【本文修正】第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致-8.「一町一 寺」の町の営みにみる歴史的風致-(4)歴史的風致を形成する活動 ①北岡神社例大祭(祇園祭)ウ 神輿神幸行列 南巡行では、JR 熊本駅前を通り、創建地とされる湯原(現二本木五丁目公園)の御旅所へ向かう。このルートでは駅近くの再開発エリアを巡行することになる。北岡神社に戻ると、拝殿前に集まり、拝礼をして行列は終了となる。 ※二本木神社は御旅所にしていない。事実誤認。
255	【本文修正】第4章 重点区域の位置及び区域 1. 歴史的風致の分布 (前略)水前寺・江津湖周辺もまた、加藤家や細川家の歴史が深く関係している。江津塘を築いたことにより、塘の東側に湧水が溜まり、江津湖が形成されたとされる。水前寺成趣園は、江戸時代に熊本藩主の細川忠利の国府の御茶屋としてはじまり、細川綱利が拡充整備した別邸であり、池は阿蘇の伏流水が湧いている。そうした歴史と恵まれた自然環境が一带となって、水前寺・江津湖周辺は、市民の憩いの場として親しまれている。(以下略)

くまもと歴史まちづくり計画(素案)について
ご意見・ご提案

素案の ページ番号	ご意見・ご提案等
12、37、41、 42、66、68、 69、70、73、 75、76、84、 85、96、103、 107、108、 110、132、 133、150、 157、187、 192、219、 219、220、 227、255、 257	素案に「加藤清正」で検索をかけると 44 か所ありました。「清正」とだけ表記しているものを含めると 60 か所にのぼります。市民にとっても加藤清正は信仰の対象でもあり、親しまれてきている人物ですので、歴史的風致の一端を担っていることは間違いないと思われます。それにしても「加藤清正が…」という文字が、枕詞のように繰り返し頻出している状況には疑問を感じます。 清正を「土木の神様」としたのは、19 世紀の鹿子木量平による『藤公遺業記』以降のことと認識しています。187 ページの江津湖に関する記述については出展が明記されていますが、『藤公遺業記』自体が一次史料ではなく、加藤清正の事業とされているものについては検証が必要です。103 ページの味生の池に関しても、根拠としている浄池公廟碑文は、同じく鹿子木量平によるもので一次史料ではありません。農業生産高の推移から、加藤氏の治世において農地や水利施設の整備が進んだ可能性は指摘されていますが、あくまで傍証にすぎません。132 ページの「清正は肥後国全土において土木・治水工事を行っているが…」、255 ページの「川尻を藩の軍港および年貢米の集荷基地としての商港として発展させ…」などという表現など、多くの部分が清正信仰に影響されているものと考えられます。 また、66 ページから 69 ページにかけてのお化けの金太や馬肉、赤酒などの由来について、また寺伝、社伝や祭礼にまつわる伝承などは、清正の人氣にあやかって後世に結びつけた可能性もあります。 伝承や信仰も大事なことですし、無碍に切り捨てることはしないまでも、歴史的背景や歴史的風致の基盤となる部分については、伝承と事実関係を明確に分けて考えるべきです。
35	3. 歴史的環境(1)歴史① 原始～古代 「数億年前、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、所々に小さい島が存在するに過ぎなかったと想像される。」とありますが、想像による内容は不要ですし、そもそも歴史ではなく自然環境の記述内容です。 「出水・健軍方面の砂礫層から湧き出る清冽な出水をめぐって、縄文人・弥生人の集落が形成されていった。」とありますが、これは飽託4町合併前の熊本市に関する記述であると思われます。政令市となった現在の市域を俯瞰すると、縄文時代中～後期では、学史上重要な南区の阿高黒橋貝塚や御領貝塚などのほか、後期から晩期にかけては、北部から東部にかけての肥後台地上には太郎迫遺跡などの大集落が形成されています。 弥生時代についても、中期から後期にかけての拠点集落と考えられる神水遺跡や、

	白藤遺跡、新御堂遺跡、上代町遺跡群など近年の調査による多くの成果がありますので、それらを生かすべきであると考えます。 古墳時代に関しては、塚原古墳群だけが記載されていますが、千金甲古墳、釜尾古墳、稲荷山古墳など、熊本を代表する装飾古墳の存在や、熊本平野が前方後円墳の空白地帯であるも重要なことだと考えます。
35	3. 歴史的環境(1)歴史② 中世 「託麻郡から益城郡、飽田郡へと国府が遷るとともに、陸上・水上交通の変更がもたらされ、」とありますが、国府の変遷は古代の項で記述すべきと考えます。また、肥後の国府の変遷は明らかになっておらず諸説あり、注意が必要です。 「南北朝 50 年間」とあり、その後に「またこのころに交通の要衝として発達したのが河尻である。」とありますが、順番が逆です。建長年間に、河尻氏が河尻荘の地頭職を得た頃には、海陸両方の交通の要衝となっていたようです。寒巖義尹が緑川の大渡に橋を架けたのも、大慈寺創建も鎌倉時代のできごとです。 また、100回を超える発掘調査が行われている二本木遺跡群の12～13世紀の密度や内容を考えると、無視することはできないと思います。高橋南貝塚の発掘調査でも同時期の輸入陶磁器が出土しており、国府の存在が推定される二本木遺跡群での外港の役割を果たしていたとも想定されます。「龍伝説と池辺寺の名残りにみる風致」の範囲にかかってくだけ、歴史的背景として記述すべきかと考えます。 中世では県が調査を行った御幸木部遺跡の成果なども、河尻氏や木部氏の動向とも関係してくるのではないのでしょうか。「六殿神社秋季例大祭にみる歴史的風致」、「港町の祭礼等にみる歴史的風致」の両方に関わってくると考えます。 「豊臣秀吉の九州征伐」という文言については、歴史用語としてまだ使われているのでしょうか。「九州平定」かと思いますが、いずれにしても教科書に準拠すべきです。
38	3. 歴史的環境(1)歴史③ 近世 「細川氏は、歴代名君を輩出したが、その中で最も名君の誉れ高いのは、六代藩主・重賢である。」という記述がありますが、歴史的環境においては客観的な記述が望ましく、「名君」などという主観的な表現は排除すべきと考えます。
39	3. 歴史的環境(1)歴史④ 近代 「神風連の変」と表記されていますが、一般的に政治的な変動を伴うような事象については「変」が用いられており、単に権力への反乱という場合は「乱」が用いられているようです。歴史用語については教科書に準拠すべきです。
40	⑤ 現代 「本市が有する熊本城を中心とした歴史・文化」とありますが、熊本城以外には何もなにかのように矮小化しているような印象を受けます。歴史まちづくり計画ですので、現代に関してもこれからの歴史につながる社会、文化のあり方を広くまとめてほしいところです。特に社会全般に大きな影響を及ぼした平成 28 年熊本地震について、全く触れられていないのが不思議に感じます。

45	熊本城(重要文化財 建造物)として記載されていますが、先に特別史跡熊本城跡について記載すべきではないでしょうか。76 ページに記載があるものの、特別史跡は有形文化財で言えば国宝に相当するものです。
46、87、133	「肥後藩」という表記がありますが、肥後国内には人吉藩もあり、また豊後にも細川領があることから、「熊本藩」で統一したほうが適切であると考えます。
49	千金甲古墳の甲号を6世紀の初めごろの築造とされていますが、近年の編年案では5 世紀中頃の築造とみられています。乙号や他の古墳も含め、文章の引用元である熊本市の HP は、全般に近年の研究動向を踏まえておらず再検討が必要です。
50	釜尾古墳も「石室構造・壁画等から、6世紀後半の築造と考えられている。」とありますが、編年の再検討をお願いします。また装飾古墳であり、壁画系の古墳とは区別していることから、壁画ではなく装飾とすべきであると考えます。両袖型玄門付横穴式石室という使い方もしません。両袖の横穴式石室ですが、石室の知識がないと理解できない内容ですので、記述は無いほうが良いと思います。
51	塚原古墳群は、「この古墳の特徴は、方形周溝墓に始まり、方墳・円墳・前方後円墳へと続く約 200 年間に及ぶ古墳群の変わっていく様子を同一台地で見られるところにある。」とありますが、理解しがたい表現です。「内部主体も、初期の肥後型横穴式石室※や外覆施設を持たないものとしては全国最大規模であり、横口式家形石棺などの…」にいたっては意味不明です。元の HP の文をさらに改変しているため、訳が分からなくなっています。
51、155	熊本藩川尻米蔵跡は、外城蔵跡及び船着場跡に御船手渡し場を追加指定し、名称変更をおこなったと思いますがいかがでしょうか。文化庁の平成22年5月21日報道資料では、「熊本藩川尻米蔵跡 外城蔵跡 船着場跡」となっています。正確な指定名称での記載をお願いします。
52	天然記念物として「下田のイチョウ」が記されていますが、歴史的風致に大きくかわってくる「藤崎台クスノキ群」についての記述が必要であると考えます。文化財の分布として記されているのものは、どのような基準で選んでいるのか疑問です。い
59	富ノ尾古墳は玄室内に赤彩が施されてはいますが、装飾古墳としていいのでしょうか。編年の再検討もお願いします。
60	「太宰府」という表記がありますが、歴史用語として使う場合は「大宰府」です。
65	なぜ沈目遺跡だけが突然出てくるのか唐突な印象を受けます。遺跡ということで取り上げるなら重要な遺跡は他にもあり、『新熊本市史』文化財編で取り上げている遺跡などを参照すべきです。
68	「初代熊本藩主忠利公」という記述がありますが、「公」は外すべきと考えます。歴史上の人物には原則として尊称をつけないものと認識しています。

96	「八代の松井家は、主家である細川家の歴代藩主が能に親しみ奨励したことから、初代康之のころから能を演じてきており、」とありますが、足利幕臣の出である松井家は室町以来の能面、能装束などを有しており、主家である細川家云々というより、「細川家とともに能楽を愛好した」とした方が適切であると考えます。
132	「行長はキリシタン大名であったため、布教の過程で領内の神社や寺の社領を没収し、破壊・焼却・略奪を行い、領内の多くの神社や寺が失われた。」とありますが、根拠はあるのでしょうか。俗説と認識していましたが。
180	「川尻は元々港湾都市として栄えた地域である。江戸時代には藩の米蔵が置かれるとともに、舟運の発達により、人・物の集積地となる。」とありますが、江戸時代になって舟運が発達したというのは誤りで、高瀬、八代などとともに中世以来の港町であることは明かです。令和元年には文化庁の歴史の道百選に「緑川水運」が追加選定されていますが、それも反映されていないようですのでご一考願います。 また、祭礼のみが重視されていますが、港町としての歴史を背景に発展してきた酒造、鍛冶、和菓子などの伝統産業が生業として現在も息づいていることが、川尻の歴史的風致の形成に大きくかかわっていると考えます。再考を求めます。
185 、 187 、 255	「阿蘇を源とする白川中流域の水田等から地下に染込んだ雨水が 15～20 年をかけて水前寺・江津湖地区などの湧水として地表に現れるものである。」とありますが、P187・P255 には「阿蘇の伏流水」という記述があります。内容の整理をお願いします。 また、歴史的風致の基盤となる項ですので、「加藤清正の治水事業の一環」という記述については、繰り返しになりますが検証を求めます。
189	「文学歴史館と西側の藻器堀川」とありますが、烏渡橋から下流は加勢川と称しているのではないのでしょうか。確認をお願いします。 また、南側から撮影した庭園の写真が掲載されていますが、本来の視点場は砂取邸の建物にありますので、北側からの写真を用いるべきと考えます。
192	「(5)まとめ」では文学については全く触れず、コラムとしてまとめられています。漱石や虚子など近代文学者や、庄屋であった斉藤家の出である中村汀女の作品もあり、歴史的風致の中に位置づけることはできないのでしょうか。くまもと文学・歴史館の存在もあり、再考を求めます。 また水前寺成趣園、旧砂取邸庭園、旧神水苑庭園などが残されており、庭園文化という視点からも、もう少し掘り下げてほしいところです。
202	「この地域は水に乏しく、近世以前は湧水のある託麻三山周辺の限られた地域にのみ集落が存在した。」とあります。しかし、周辺には石の本遺跡群、山尻遺跡、石原亀甲遺跡などが展開しており、託麻台地でも広範囲に生活の痕跡が認められます。
227	「(5)まとめ」として、「特徴的な雰囲気醸し出している。」という記述がありますが、どのような特徴なのかが明確ではありません。祭礼の基盤となっている古町の人々の生業生活など、まずは地域文化の特性を明らかにすべきであると考えます。

254	(文化財の保存・活用は教育委員会の職務権限とされているが、本市では市長部局の補助執行としている)とありますが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 31 年 4 月 1 日から施行され、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を執行することができるようになっているのではないのでしょうか。
279、285	「これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、官民協働により担い手育成の支援や、必要な助言・指導などを継続的に行っていく。」との記述がありますが、あくまで官が主体であり、民は支援し、助言、指導する対象ととらえており、「協働」という言葉が極めて限定的に使用されているように見受けられます。文化財の保存、活用のみならず、基本的な姿勢として、行政と市民との「協働」があるべき姿ではないかと考えます。 285 ページ「(8)文化財の保存・活用に関わる住民・NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画」においても、「協働」という姿勢を明示すべきと考えます。 1 ページの序章には、「さまざまな歴史まちづくりに関する取組を市民と協働で行ってきた。」とあります。今後も「市民との協働」という基本姿勢で臨まれるよう希望します。
285	(7)埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画について、保護の基本となる熊本市遺跡地図では城下町のエリアをカバーできておらず、遺跡範囲と内容の把握に努め、必要に応じて見直すということを記載しておくべきだと考えます。
概要版	「熊本市の歴史的風致形成の背景」、「熊本市の維持向上すべき歴史的風致」については、本編についての修正箇所と同様、真実性を担保できるよう全面的な見直しが必要です。
	熊本市では、文化振興課、熊本城調査研究センター、博物館などに考古学、歴史学、民俗学など専門の職員が配置されているはずですが、素案の内容を見る限り計画の策定に関わった様子が見えません。3 ページの「熊本市歴史まちづくり庁内調整会議の構成」として文化振興課が入っており、254 ページ「熊本市歴史的風致維持向上計画の推進体制」にも文化振興課が事務局に入っています。専門的な知見をもって、積極的に関わっていただくことを期待します。

くまもと歴史まちづくり計画(素案)についての
ご意見・ご提案

素案の ページ番号	ご意見・ご提案等
全文 1～7 278～285	第 1 回協議会議事資料 7 ページ、参考資料「歴史まちづくり」にもありますように、歴史的風致維持向上計画の策定には、法定「協議会」の他、NPO等、多様な主体の連携のもと施策を推進する「支援法人」が計画の担い手になりうるということが歴史まちづくり法第 34 条から第 37 条にかけて明記されています。しかしながら、本計画の素案において「支援法人」で全文検索かけましたところ 1 度もこの文言が登場することがなく、本計画では「支援法人」を指定する余地を排除していると言わざるをえません。「支援法人」についても明記されるよう意見します。
全文 280	文化財の保存・活用に関する代表的な団体一覧があげられていますが、「熊本まちなみトラスト」をはじめ、一新まちづくりの会や水前寺活性化プロジェクトなどの文化財を地域づくりに活かしている団体、熊本産業遺産研究会などの歴史資源の研究・情報発信に努めている団体の記載が欠落しているように感じます。団体一覧に「熊本まちなみトラスト」を明記すること、前述の「支援法人」の指定候補としても検討していただくことを提案します。
全文 1 8～69 275～322	計画策定の背景の一つとして、熊本地震を経験してからの歴史文化が失われることへの危機感を挙げられていますが、第 1 章の歴史的風致の背景として、熊本市の災害史や熊本地震での文化財被害の状況が取り上げられることがなく、これから予測される災害から歴史的風致をいかに守るかという視点も欠落しているように感じます。第 1 章に熊本市の災害史、熊本地震での被災状況、災害リスク(同時期にパブコメ実施中の「熊本市国土強靱化地域計画(素案)」も参考に)を明記し、第 5 章から第 8 章にかけて、熊本地震の教訓も踏まえた防災面での方針・指針を示していただくことを提案します。
概要 3～4 全文 70～72 185～201 255～256	「豊かな湧水にみる歴史的風致」として水前寺・江津湖地区が設定されていますが、金峰山湧水群の「三賢堂」、「釣耕園・叢桂园」などの歴史資源を有する島崎・花園地区や水前寺江津湖地域に程近い「中無田熊野座神社」などが含まれないことに違和感を覚えます。核となる歴史的建造物を新たに文化財指定すること、当該地域での湧水とともにある活動の継続的支援を視野に、「くまもと水遺産」を歴史まちづくりに活かし、後世に伝えていくビジョンを、今後の計画改訂、50 年後、100 年後の熊本市の歴史まちづくりを見据えた形で、計画の中で示していただくことを提案します。

概要 5 全文 259 ~ 260	第 3 回協議会議事録で大森委員が疑問を呈されている、重点区域に現在の藤崎八幡宮及び、その周辺地域が盛り込まれていないことに関連しての意見です。答弁では、「下通りや上通りなどの街なかには賑わい創出ということで建物の発展を目指しているところ」となっており、熊本市中心市街地活性化基本計画(中活)との兼ね合いを意識されたものと推察します。しかしながら、藤崎八幡宮秋季例大祭朝隋兵の隔年の巡行ルートである立町(坪井地区)は中活の適用範囲外です。同地区は、種田山頭火ゆかりの報恩寺、細川忠興開創と伝わる泰陽寺、仁王像が「仁王さん通り」の由来にもなっている正福寺などの古刹や昔ながらの町家が現存する、城下町の風情を今に伝える歴史的建造物の集積地区であると考えます。同地区での町家調査を実施し、重点区域、歴史的風致形成建造物への追加の是非を検討することを提案します。
全文 6	平成 30 年(2018)1 月 22、23 日のワークショップは、平成 31 年(2019)の間違いです。
全文 25	バス路線網の時点がわかりません。交通センターは、令和元年 9 月から桜町バスターミナルに名称変更されました。
全文 34	こちらも時点がわかりません。地図中の熊本近代文学館は、平成 28 年にくまもと文学・歴史館にリニューアルしました。
全文 47	「しかし、熊本地震では被災し、現在は復旧工事中である。」の一文は、最後の「五高記念館として公開されている。」の後にあったほうが、誤解がありません。
全文 197	地元自治会により設置された説明文(水前寺・出水・江津札所 100 ヶ所巡り)には事実誤認があり、差し替えや撤去を検討しているところです。削除をお願いします。

くまもと歴史まちづくり計画(素案)についての
ご意見・ご提案

素案の ページ番号	ご意見・ご提案等
1-7 はじめに	はじめに は、この計画の背景と計画策定の基本的姿勢を記述すべきところである。 「序章 はじめに」の節構成は、 1. 計画策定の背景と目的 2. 計画期間 3. 計画策定の体制および経緯 となっているが、 1. 計画策定の背景と目的 の節を少なくとも (1)計画策定の背景 と (2)計画策定の目的 の2つの項に分けて詳述すべきである。 (1)計画策定の背景 では、 ①「熊本市都市景観条例」(1988)を制定し、早くから歴史的建造物の保存に取り組んできた(景観形成建造物に対する助成事業等) ②景観法施行に伴い「熊本市景観条例」(2009)に改定された後も引き続き取り組んできた(景観重要建造物を追加) ③新町・古町地区と川尻地区については「町並みづくりガイドライン」を提示し、地元協議会と協働して「認定町屋に対する町並みづくり助成事業」を進めてきた(2012～) (城下町の風情を感じられる町並みづくり事業及び川尻地区の歴史を活かした町並みづくり事業) ④調査・計画事業として、「歴史回廊都市くまもと」(1989/熊本市)、「熊本駅都心間[新町・古町地区]協働のまちづくり計画書」(2005/熊本駅都心間協働のまちづくり協議会／事務局:熊本市都市計画課)が策定されている。 また、平成 28 年熊本地震の後は、 ⑤「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興事業補助金要綱」(2017/熊本県)に基づき指定文化財のみならず未指定文化財に対する復旧支援を熊本県と共同して進めている。 ⑥新町・古町地区と川尻地区については「熊本市町並み復旧保存支援事業」を進めている。 ことについて記述すべきである。

	(2)計画策定の目的 では、 ①歴史からのまちづくりに対する市民意識の向上（という目的） 熊本地震後の歴史的建造物の復旧という緊急を要する課題と熊本市の歴史的景観を 護り育てるという従来からの課題に対して「歴史的風致」という観点から捉えなおし、ま ちづくりの目標(ビジョン)を市民および歴史的建造物の所有者が共有することを目的と する。 ②事業の拡充（という目的） 熊本地震により多くの歴史的建造物が失われ歴史的環境が後退したが、残された歴史 的建造物に対して助成の対象を拡充し、あわせて周辺の公共空間の整備を進めるとと もに歴史的風致を構成する市民の営み(ソフト事業)に対しても助成措置をとることを目 的とする。 ことについて記述すべきと考えます。 以上、記述の正確さには欠けるかもしれませんが、この計画書を理解してもらうために は概ね以上のようなことが必要だと思われます。
229-230	第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 (2)歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する課題 について 問題点と課題を以下のように整理することを提案します。 (問題点) ①歴史的建造物周辺の空地や建築物・工作物が景観にそぐわないために結果として歴 史的風致の維持・向上が達成されない ②道路等公共空地の景観がそぐわないために結果として歴史的風致の維持・向上が 達成されない ③公共空地の整備が不十分であるために歴史的風致の維持向上のためには不可欠な 「散策」がしにくい環境である という問題点に対して (課題) 歴史的建造物周辺の民間の土地建物に対して調和ある景観整備へ誘導するとともに、 道路等公共空間の調和ある景観と歩行環境の整備を進めることが課題としてあげられ る。

233～	第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 2. 既存計画との関連性 について 熊本市第7次総合計画を当計画の上位計画、その他を関連計画と位置づけ、関連計画について記述されているが、関連計画の説明よりもむしろ各関連計画と当歴史まちづくり計画がどのようにリンク(関連)しているか、役割分担がどうなっているのかについて記述することが望まれる。 単に施策の体系図で関連のある箇所を枠囲いするだけでなく、説明文が必要。 例えば、 (4)熊本市景観計画 では、 平成〇年に制定された「景観法」に基づく計画であり、同計画を実施するために「景観条例」が制定されている。市全域についての「景観形成基準」とともに、新町・古町を含む「熊本城周辺地域」(重点地域 550ha)については特別の基準が設けられ、規模の大きい建物を建築する場合には市長への届出が義務づけられ上記の基準が適用される。また、景観重要建造物、景観形成建造物の指定について同計画および同条例で定められており、当歴史まちづくり計画と密接に関係している。熊本市景観計画は良好な景観形成全般についての計画であるのに対して、歴史まちづくり計画は歴史的景観に特化したまちづくり計画と言える。 …のような記述が求められる。 (6)熊本市中心市街地活性化計画 では、 平成〇年に制定された「中心市街地活性化法」に基づく計画であり、平成29年3月に認定を受けた同基本計画は3期目の計画で、計画期間は令和4年3月までの5年間である。中心市街地約415haの計画区域は「熊本城地区」、「通町筋・桜町周辺地区」、「新町・古町地区」、「熊本駅周辺地区」の4地区に分けられている。計画には中心市街地活性化の方針と目標とともに、桜町再開発や熊本駅周辺整備等、活性化のための事業が掲載され、掲載事業は随時見直しが行われる。同計画は中心市街地の賑わい創出を目的としており歴史まちづくり計画の目標とも重なるところが多く、事業の連携を図ることが望まれる。 …のような記述が求められる。
251－252	第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針のこの節「3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」は、3章の1.、2. で積みあげたことを『方針』として集約し、具体的な施策につなぐ本計画の要になる箇所である。 したがって、方針をまず大きなくくりで集約し、つぎにその方針に基づいて具体化の方向づけを記述することが望ましい。

	歴史的風致の維持向上の基本方針としては、 所有者等担い手に向けた情報の伝達や伝統文化の伝承者の育成という課題を受けてまず、 ①まちづくりの一環として推進する という方針が抽出される。 次に、周辺民間施設の調和ある景観誘導や公共空間の調和ある景観整備、歩行環境の改善という課題を受けて、 ②総合的な整備を推進する という方針が抽出される。 さらに、歴史的建造物の利活用促進や観光客の誘致という課題を受けて ③経済の活性化に結びつける という方針が抽出される。 さらに、それらの基本的な方針に基づいて具体化の方向づけを整理すると、以下のよう記述できる。 ①まちづくりの一環として推進する ①-1 歴史まちづくりの目標を明らかにし、市民意識の共有を図る ①-2 歴史的建造物の所有者、地域住民の意識の向上・継承を図る ①-3 祭礼等の伝統文化の担い手の育成・継承を図る ②総合的な整備を推進する ②-1 歴史的建造物の文化遺産としての価値を評価し管理支援を行う ②-2 歴史的建造物と周辺建造物、公共空間の整備を一体的に進める ②-3 土地建物の整備に加え、美術・工芸品等の動産文化財に関する保存・管理の充実を図る ③経済の活性化に結びつける ③-1 エリアマネジメント手法等で歴史的建造物の経営面からの支援を行う ③-2 観光客、来訪者に対して歴史的建造物の広報、情報発信を強化する ③-3 新町・古町地区と熊本城地区、桜町・通町周辺地区、熊本駅周辺地区との来訪者、観光客の回遊性を高め経済活動を活発化させる これらの方針の中に P251253 に記述されている具体的な施策の方向づけを挿入する。
263	第4章 重点区域の位置及び区域 4. 重点区域の指定の効果 について 以下のように整理して記述することを提案します。 ①地域住民のコミュニティ意識の向上と市民の郷土意識の向上 ②歴史的環境の高質化による良質の社会資本の蓄積

	③観光振興、商業振興を促進し中心市街地の活性化に寄与 (城下町地区、川尻地区共通(③については地域活性化に寄与))
264	第4章 重点区域の位置及び区域 5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 (1)都市計画法との連携 について 新町・古町地区の住民からよく聞く話として、「歴史的景観を尊重したまちづくりを進めているにもかかわらず、それに反するような高層マンションが次々と建てられていく、熊本市の都市計画がこの地域に合っていないのではないか」という主張がある。 今後、容積率の見直しや地区計画の導入の余地など、含みを持たせて最後の段落を以下のような記述に変更することを提案する。 今後、現行の都市計画の見直しも視野に入れ、適切な土地利用の誘導により、周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていく。 又は(「都市計画の見直し」は刺激が強すぎるので)、 今後、歴史まちづくり計画が都市計画を補完しながら、適切な土地利用の誘導により、周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていく。
269	第4章 重点区域の位置及び区域 5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 (3)屋外広告物の制限 について 歴史まちづくり計画のなかで屋外広告物の制限にどう取り組むのかが示されていない。少なくとも以下のような記述が必要ではないか。 歴史的風致の理解を助けるための屋外広告物は歴史まちづくりへの理解を促すために重要な役割りを果たす一方、歴史的風致にそぐわない広告物によって歴史的風致が著しく阻害される恐れがある。今後、本計画の視点から屋外広告物の現状を調査し、重点区域の現行の規制を強化する方向で歴史的風致を阻害する屋外広告物が現出しないように努める。

272	第4章 重点区域の位置及び区域 5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 (4)熊本市中心市街地活性化基本計画との連携 について 中心市街地活性化基本計画と歴史まちづくり計画の関連が示されていない。 以下のような記述が望まれる。 当歴史まちづくり計画の重点区域である新町・古町地区は、中心市街地活性化基本計画の計画区域を構成する4つの地区の一つであり、熊本駅周辺地区と熊本城地区や通町筋・桜町周辺地区をつなぐ地区として位置づけられている。両計画にあげられる事業を連携させながら中心市街地の活性化と歴史的風致の維持向上が連動して図られるように努める。 また、中心市街地活性化基本計画が第3期であり計画期間が平成34年3月までの5年間であること、掲載事業は随時追加変更されていることも記載したほうがよい。
277	第5章 文化財の保存又は活用に関する事項 1. 全市に関する基本方針 (5)文化財の防災に関する方針 について 防災、減災、および発災後の迅速な対応という観点から記述することが望まれる。 追加記述が望まれる事項 ①防災広場、一時避難場所、避難経路等の整備 ②歴史的風致形成建造物等における防災・避難計画の立案支援 ③発災後の文化財レスキュー(建造物および美術工芸品等動産文化財)の対応 ④平成28年熊本地震では、未指定文化財の救済策として「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興事業補助金(熊本県)」が創設された。非常時におけるこのような対応策を迅速に適用するためには平常時における受け入れ態勢の整備が必要であり、歴史的風致形成建造物をはじめとする歴史的資源の現状を裾(すその)ひろく把握しておくことが災害対策としてきわめて重要である。